

## 鞍手町中小企業振興基本条例(案)のパブリックコメント

本条例を作成するにあたって、住民参画型制度の手法の一つである「パブリック・コメント制度」を導入し、住民のみなさんの多様な意見・情報・専門知識を政策等に反映させることとします。

案件名	概要	意見の募集期間	担当課
鞍手町中小企業振興基本条例(案)	条例の内容について	8月1日(水)から 8月31日(金)まで	地域振興課地域振興係

### ◇政策案等の情報入手方法は？

多くの意見をいただくため、また、情報入手しやすいように次の公共施設での閲覧及びホームページへ掲載します。

閲覧場所 役場、中央公民館、総合福祉センター(くらの郷)

町ホームページ(<http://www.town.kurate.fukuoka.jp>)

### ◇政策案等の情報閲覧期間 8月1日(水)から8月31日(金)まで

### ◇提出の方法は？

町指定の様式に必要事項を記入の上、パブリック・コメントを募集した担当課へ提出していただきます。

①担当課窓口への持参 ②郵便・ファクシミリ・電子メール

### ◇問い合わせ先及び提出先 役場地域振興課地域振興係